○北陸地方整備局告示第五十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十三日　北陸地方整備局長　野田　徹

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

八号及び三百五号　加賀市加茂町カ六番一から同市上河崎町子一一六番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年三月二十三日

○北陸地方整備局告示第五十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十三日　北陸地方整備局長　野田　徹

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十九号及び四百五十九号

(三) 道路の区域

区間	変更前	後別	敷地の幅員	延長
阿賀野市学校町一一四番一から同市学校町一一四番四まで	前		二三・三メートル～二三・七メートル	〇・一〇五キロメートル
	後		二三・九メートル～二六・二五メートル	〇・一〇五キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

○北陸地方整備局告示第六十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十三日　北陸地方整備局長　野田　徹

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百六十号

(三) 道路の区域

区間	変更前	後別	敷地の幅員	延長
氷見市泊字鬮ヶ谷内一六四七番二地先から同市泊字鬮ヶ谷内一七五四番六まで	前		七・二一メートル～三四・三三メートル	〇・三六九キロメートル
	後		一三・五四メートル～四三・四四メートル	〇・三六九キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第四十七号

次のように都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条の二の規定に基づき、公告する。

平成二十七年三月二十三日　近畿地方整備局長　森　昌文

名称　淀川河川公園

位置　大阪府枚方市三矢並びに高槻市唐崎並びに京都府八幡市八幡林ノ元及び八幡六原

区域　別紙図面のとおり（略）

（国土交通省近畿地方整備局に閲覧所を設け、平成二十七年三月二十三日から二週間公衆の閲覧に供する。）

供用開始の期日　平成二十七年三月二十三日

○中国地方整備局告示第四十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十三日　中国地方整備局長　尾藤　勇

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十九号

(三) 道路の区域

区間	変更前	後別	敷地の幅員	延長
鳥取県八頭郡八頭町大門字下深田三五七番一から同町大門字下深田三五七番二まで	前		一二・五〇メートル～一四・〇〇メートル	〇・一一八キロメートル
	後		一四・八〇メートル～一五・八〇メートル	〇・一一八キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局鳥取河川国道事務所

○中国地方整備局告示第四十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十三日　中国地方整備局長　尾藤　勇

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二十九号　鳥取県八頭郡八頭町大門字下深田三五七番一から同町大門字下深田三五四番二まで　中国地方整備局及び同局鳥取河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年三月二十三日

○中国地方整備局告示第四十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十三日　中国地方整備局長　尾藤　勇

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二号　周南市大字戸田字八反田西二七五〇番一地内　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年三月二十三日

○中国地方整備局告示第四十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十三日　中国地方整備局長　尾藤　勇

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百九十一号

(三) 道路の区域

区間	変更前	後別	敷地の幅員	延長
萩市大字須佐字押谷二〇五番一から同市大字須佐字坂根二一五番一まで	前		一九・〇〇メートル～五〇・〇〇メートル	〇・〇四六キロメートル
	後		一二・七〇メートル～五〇・〇〇メートル	〇・〇四六キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所